

マイナンバーカードで 暮らしを便利にしよう！



☎保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

3月(予定)から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

マイナンバーカードを使って医療機関や薬局で、医療保険資格の最新情報をオンラインで確認できるようになります。

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120・95・0178

(平日午前9時30分～午後8時
土曜・日曜・祝日午前9時30分～午後5時30分)

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、あらかじめ登録が必要です。パソコンやスマホから「マイナポータル」サイトにアクセスし、「健康保険証利用の申込」から登録ができます。



「マイナポータル」サイト

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになって、

- ①今までと同じように保険証で受診することができます。カードリーダーを導入していない医療機関や薬局では、保険証が必要になりますので、受診のときは保険証を携帯してください。
- ②就職や退職などで保険証が切り替わるときは、これまでどおり勤務先や市役所での手続きが必要です。加入している各医療保険者へお問い合わせください。

住民票の取得は便利なコンビニ交付サービスを利用してください

※マイナンバー通知カードでは利用できません。

●手数料が100円お得です

市役所窓口でお取りいただくより
手数料が100円安くなります。



●早朝や夜間、土日祝日でも利用できます

毎日午前6時30分～午後11時まで
利用できます。
(年末年始と一部メンテナンス日を
除く)



●お近くのコンビニで利用できます

全国のセブンイレブン、ローソン、
ファミリーマート、平和堂(対応機種
設置店舗のみ)で証明書が取得でき
ます。



マイナンバーカードの 申請方法



マイナンバー総
合サイトでご確認
いただくか、☎へ
お問い合わせくだ
さい。



マイナンバー総合サイト
QRコード

☎市民課(東庁舎) ☎71・2323 ☎72・2460